

斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター
運営業務委託事業

審 査 要 領

令和 8 年 9 月 30 日

斜 里 町

1. 事業者選定概要

事業者の選定については、令和8年10月9日までに提出されたプロポーザル参加申請書等によって一次審査を行い、一次審査を通過した事業者が令和8年11月9日までに提出された企画提案書にて二次審査（プレゼンテーション）を行い決定する。

2. 審査及び選定に関する手順

（1）審査委員会

事業者選定にあたり、斜里町が「斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（2）選定方法

事業者の選定は、事業者の資格の有無を判断する「資格審査」（一次審査）と、事業者の提案内容を審査する「提案書審査」（二次審査）の2段階に分けて実施する。

一次審査は、募集要項に示す事業者の備えるべき資格要件を満たしているか否かの確認審査を行う。審査の可否については、プロポーザル参加資格審査結果通知書を通知する。なお、一次審査を通過した事業者のみ企画提案書の提出を行い、二次審査を行うものとする。

二次審査は、一次審査通過者が提出した企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施の上、審査委員会にて評価、審査を行う（プレゼンテーションの詳細及び日程については後日通知）。なお、二次審査の評価項目による採点の点数が60点未満の場合は受託候補者に選定しない。

（3）選定結果の通知

選定結果は所定の手続きを経た決定後、提案者に対して書面により速やかに通知する。

（4）選定結果の無効

次のいずれかに該当する場合、提案者の参加を無効とする。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②受付期間を過ぎて提出された場合
- ③軽微な誤字脱字を除く重要な記載ミスがある場合

3. 事業者の評価項目

二次審査における評価項目及び配点は別紙のとおりとする。